

京都府家畜伝染病等対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第2項に規定する家畜伝染病並びに、発生の予防及びその他まん延の防止のための措置を講じる必要がある家畜の伝染性疾病（以下「家畜伝染病等」という。）に対する全庁での総合的な対策を関係部局の緊密な連携の下に講じるための京都府家畜伝染病等対策本部（以下「府対策本部」という。）、京都府家畜伝染病等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）、京都府家畜伝染病等警戒本部（以下「府警戒本部」という。）及び京都府家畜伝染病等現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(府対策本部等の設置)

第2条 家畜伝染病等の発生状況が別表1に定める設置条件を満たしたとき、関係部局の緊密な連携の下に、総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、府対策本部及び現地対策本部又は府警戒本部及び現地警戒本部を設置する。

(府対策本部の組織)

第3条 府対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
2 本部長は、知事又は知事の指名する者をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表2に掲げる職にある者及び京都府広域振興局長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、府対策本部の事務を総理する。
2 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に基づき、その職務を代理する。

(対策本部会議)

第5条 府対策本部の会議は、本部長が必要と認めたときに、本部長が招集する。
2 本部長が必要と認めたときは、府対策本部以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 府対策本部は、家畜伝染病等に関し、次に掲げる事項について審議し、総合的な対策を決定するものとする。
(1) 指揮命令系統の確立に関すること。
(2) 感染拡大防止、広報啓発等の企画・調整に関すること。
(3) 国、他府県及び市町村との連絡調整に関すること。
(4) 関係情報の総合収集・分析に関すること。
(5) 現地対策本部との連絡調整に関すること。
(6) その他重要な家畜伝染病等の対策に関すること。

(専門家会議の設置)

第7条 本部長は、家畜伝染病等の対策に関する技術的事項を検討するため、専門的知識を有する学識経験者等で構成する専門家会議を置くことができる。

2 専門家会議を構成する学識経験者等は、本部長が委嘱する。

(現地対策本部の組織)

第8条 現地対策本部は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。

2 現地本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

3 現地本部員は、地域の実情に応じ、あらかじめ京都府広域振興局長が決定しておく。

(府警戒本部の組織)

第9条 府警戒本部は、警戒本部長、警戒副本部長及び警戒本部員をもって構成する。

2 警戒本部長は、危機管理部の事務を担当する副知事の職にある者をもって充てる。

3 警戒副本部長は、農林水産部の事務を担当する副知事の職にある者をもって充てる。

4 警戒本部員は、警戒本部長が本部員となるべき者のうちから指名する者及び京都府広域振興局長をもって充てる。

(現地警戒本部の組織)

第10条 現地警戒本部は、現地警戒本部長及び現地警戒本部員をもって構成する。

2 現地警戒本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

3 現地警戒本部員は、地域の実情に応じ、あらかじめ京都府広域振興局長が決定しておく。

(庶務)

第11条 府対策本部及び府警戒本部の庶務は、原子力防災課及び農政課において処理する。

2 現地対策本部及び現地警戒本部の庶務は、京都府広域振興局において、あらかじめ定めた課が処理する。

(府対策本部等の閉鎖)

第12条 本部長は、別表1に定める府対策本部の設置条件となった事象が解消され、府内における家畜伝染病等対策が概ね終了したときは、府対策本部を閉鎖する。

2 警戒本部長は、別表1に定める府警戒本部の設置条件となった事象が解消され、府内への家畜伝染病等の拡大のおそれがないと判断したときは、府警戒本部を閉鎖する。

3 現地対策本部及び現地警戒本部は、それぞれ府対策本部及び府警戒本部の閉鎖に合わせて閉鎖する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、平成 17 年 1 月 24 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 2 月 23 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 7 月 20 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 6 月 11 日から施行する。

別表 1 家畜伝染病等と設置条件

家畜伝染病等	設置条件	
	府対策本部及び現地対策本部	府警戒本部及び現地警戒本部
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	府内又は隣接府県の家きんで発生したとき	次に掲げるいずれかに該当するとき。 (1) 府内及び隣接府県以外の複数都道府県の家きんで発生し、その感染経路や感染拡大状況から、府内への感染拡大が予測されるとき (2) 府内又は隣接府県において野鳥の検査で確定したとき
豚熱及びアフリカ豚熱	府内の家畜で発生したとき	次に掲げるいずれかに該当するとき。 (1) 隣接府県の家畜で発生したとき (2) 府内において野生いのししの検査で確定したとき (3) 隣接府県において野生いのししの検査で確定し、かつ、当該いのしし発見場所から半径10km圏内に本府が含まれるとき
口蹄疫	府内又は隣接府県の家畜で発生したとき	次に掲げるいずれかに該当するとき。 (1) 府内及び隣接府県以外の都道府県の家畜において発生し、その感染経路や感染拡大状況から、府内への感染拡大が予測されるとき (2) 府内又は隣接府県において野生動物の検査で確定したとき
上記以外の家畜伝染病等	発生した家畜伝染病等の特性に応じて上記のいずれかに準ずる	発生した家畜伝染病等の特性に応じて上記のいずれかに準ずる

別表 2

危機管理監
知事室長
職員長
会計管理者
京都府部制設置条例（平成19年京都府条例第61号）に定める各部の長
議会事務局長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
教育委員会教育長
警察本部長